

官報

号外

昭和四十四年四月九日

○第六十二回 参議院會議録第十六号

昭和四十四年四月九日(水曜日)

午後一時三分開議

○議事日程 第十七号

昭和四十四年四月九日

午後一時開議

第一 日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○副議長(安井謙吉) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

横川 正市君

通信委員

久保 等君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

久保 等君

通信委員

横川 正市君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

産業公害及び交通対策特別委員

山崎 昇君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員

田中寿美子君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

中小企業省設置法案(中村重光君外十九名提出)

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を運輸委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を運輸委員会に付託した。

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

国民年金法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法案

農林水産委員会に付託

簡易郵便局法の一部を改正する法律案

通信委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を運輸委員会に付託した。

日本国有鉄道の鉄道施設の整備に関する特別措置法案(久保三郎君外九名提出)

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 雄別炭礦炭礦業所におけるガス爆発による災害状況を調査し、もつて今後の炭鉱保安対策樹立に資する。

一、派遣委員

阿具根 登 鬼丸 勝之

藤原 房雄 大矢 正

一、派遣地 北海道

一、期間 昭和四十四年四月七日及び八日の二日間(往復航空機利用)

一、費用 概算一三九、二〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和四十四年四月三日

石炭対策特別委員長 阿具根 登

参議院議長 重宗 雄三殿

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に赤羽善治君、池松文雄君、藤田たき君及び古垣鐵郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

小枝 一雄君

同 小林 武治君

文教委員

斎藤 昇君

同 二木 謙吾君

同 楠 正俊君

社会労働委員

鹿島 俊雄君

同 土屋 義彦君

同 内田 芳郎君

運輸委員

渡辺 一太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和四十四年四月九日 参議院會議録第十六号 議長の報告 會議 日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件外一件 四二四

地方行政委員

渡辺一太郎君

同

鹿島 俊雄君

文教委員 (国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

山本茂一郎君

同

土屋 義彦君

同

内田 芳郎君

社会労働委員

小林 武治君

同

二木 謙吾君

同

楠 正俊君

運輸委員

小枝 一雄君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

産業公害及び交通対策特別委員 小平 芳平君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

産業公害及び交通対策特別委員 多田 省吾君

同日農林水産委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 高橋雄之助君 (園田清充君の補欠)

理事 達田 龍彦君 (中村波男君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を社会労働委員会に付託した。

児童手当法案 (鈴木一弘君外一名発議)

社会保障基本法案 (多田省吾君外一名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

地方税法等の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。

所得税法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

○副議長 (安井謙君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件。

日程第二、日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件。

(いずれも衆議院送付)

以上兩件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長 (安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長山本利壽君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十四年三月十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定

日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、オーストラリア、パプア地域及びニュー・ギニア信託統治地域の領海に接続する水域における日本国の船舶による漁業に関する協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国の船舶は、2の規定による場合を除くほか、オーストラリア、パプア地域及びニュー・ギニア信託統治地域の領海に接続する水域で、これらの領海が測定される基線から十二海里ま

でのもの内では漁業に従事しない。

2 日本国の船舶は、次に定める期間、1に定める水域のうち次に指定する区域内の部分において、この協定の規定に従つて、まぐろはえなわ漁業に従事する。

A 千九百七十五年十一月二十七日までの期間
(i) タスマン海においては、

(a) タスマニア島の南、南東及び東の水域のうち、西は東経百四十六度及び北は南緯四十一度を境界線とする区域 (英国海軍本部海図第七十九号)

西は東経百四十八度二十分、南は南緯四十一度及び北は南緯四十二度二十九分三十秒を境界線とする区域 (英国海軍本部海図第七十九号)

ケープ・パレン島、ヴァンシタート島及びフリンダース島の東の水域のうち、南は南緯四十二度二十九分三十秒及び北は南緯三十九度四十六分三十秒を境界線とする区域 (英国海軍本部海図第六百九十五号a)

(b) 南は南緯三十七度三十四分二十四秒 (英国海軍本部海図第七十七号) 及び北は南緯三十三度五十分六秒 (オーストラリア海図第七十五号) を境界線とする区域

(c) ロード・ハウ島の地先沖合

(d) ノーフォーク島の地先沖合

(ii) さんご海においては、
(a) 南は南緯二十六度及び北は南緯二十五度四十七分三十秒を境界線とする区域 (英国海軍本部海図第六十八号)
(b) グレート・サンデー (フレージャー) 島の東の水域のうち、南は南緯二十五度四十七分三十秒を境界線とする区域

十七分三十秒及び北は南緯二十四度四十二分を境界線とする区域 (英国海軍本部海図第六十八号)

西は東経百五十二度四十分、南は南緯二十四度四十二分及び北は南緯二十二度二十一分三十秒を境界線とする区域 (英国海軍本部海図第三百四十六号)

(b) ポクリントン・リーフとして知られる島の地先沖合

インド洋においては、

(a) 南は南緯二十五度 (英国海軍本部海図第五百十八号) 及び北は南緯二十二度 (英国海軍本部海図第五十五号) を境界線とする区域

(b) ココス (キーリング) 諸島の地先沖合

(c) クリスマス島の地先沖合
千九百七十二年十一月二十七日又は両政府間の協議によつて合意されるその後の日までの期間

パプア地域及びニュー・ギニア信託統治地域の地先沖合のうち次の区域を除いた区域

(a) 東は東経百四十五度を境界線とするパプア地域南岸の地先沖合

(b) パプア地域の領海に接続する同地域南岸の地先沖合で、その領海が測定される基線から六海里までの水域のうち、西は東経百四十五度及び東は東経百五十一度を境界線とする区域

1に定める水域のうちA及びBにおいて指定する区域内の部分は、以下「指定水域」という。

第二条

1 日本国の当局は、オーストラリアの当局に対し、指定水域内でまぐろはえなわ漁業に従事する見込みがある日本国の船舶について、船名、登録番号、漁業者名及び漁業に従事する乗組員数を通報する。

2 1に定める情報は、それが提供されるいずれの船舶についても、その船舶が指定水域内に入つたか、年において最初に操業を始めることと予想される日より少なくとも十四日前に提供されるものとし、このようにして提供された情報は、その年に係る情報となる。ただし、いずれかの年の十二月に提供された情報は、その翌年にも係る情報となる。

第三条

1 オーストラリア連邦政府は、いずれかの日本国の船舶について第二条1に定める情報を受領したときは、その船舶の指定水域内での操業をこの協定の規定に従つて容易にするために必要な行政上の措置を執る。

2 1にいう船舶は、前記の行政上の措置に関連して、妥当な支払を行なう。

第四条

1 この協定に基づく日本国のまぐろはえなわ漁業の年間操業水準は、千九百六十六年から千九百六十七年までの間の平均水準をこえることはない。

2 日本国の当局は、オーストラリアの当局に対し、毎年六月三十日以前に、日本国の船舶が指定水域内で前年に漁獲した魚類の四半期別の重量及びまぐろの魚種別の重量についての情報を提供する。

第五条

1 日本国の当局は、この協定の規定が遵守されることを確保するため、適当な措置を執る。

2 オーストラリアの当局は、この協定の規定が遵守されていることを確かめるため、第一条1

に定める水域内にある日本国の船舶に臨むことができる。

第六条

1 まぐろはえなわ漁業の装備を有する日本国の船舶は、千九百七十五年十一月二十七日までの間、補給の目的で、オーストラリアのブリスベン、フリーマントル、ホバート及びシドニーの各港に入ることが出来る。

2 両政府は、千九百七十五年五月二十七日までに、まぐろはえなわ漁業の装備を有する日本国の船舶が千九百七十五年十一月二十七日後においてオーストラリアの港に引き続き出入することに關して協議する。

第七条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の実施について協議を行なう。

第八条

この協定のいかなる規定も、沿岸国の漁業管轄権に關するいかなる政府の立場を害するものともみなしてはならない。

第九条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十八年十一月二十七日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

甲斐文比古

オーストラリア連邦政府のために

ポール・ハズラック

昭和四十四年四月九日 参議院會議録第十六号

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十四年三月十八日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定

日本国政府及びユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国政府は、

両国間の文化、科学及び教育についての関係並びに理解を助長し、かつ、深めることを希望して、文化協定を締結することに決定し、次の諸条を協定した。

第一条

1 両国政府は、特に次の諸手段により、自国内において相手国の文化が一層理解されるように、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。
(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
(b) 講演、演奏会及び演劇
(c) 美術展覧会その他の文化的性質を有する展覧会
(d) テレビジョン、ラジオその他の類似の手段
(e) 文化的、科学的又は教育的性質を有する映画

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件外一件 地方税法等の一部を改正する法律案

2 各国政府は、他方の国の文学的又は芸術的な内容の著作物の翻訳又は複製を奨励するものとする。

第二条

両国政府は、教授、学者、学生、技術的専門家及び文化、科学又は教育に関する機関の構成員の両国間における交換を奨励するものとする。

第三条

各国政府は、自国の大学その他の教育研究機関における他方の国の文化に関する問題を取り扱う講義の創設及び拡充を奨励するものとする。

第四条

両国政府は、いずれか一方の国において修学中に若しくは修学終了の際に大学その他の教育機関から与えられる学位及び資格証書又は当該一方の国において与えられるその他の資格証書が、修学上の目的のために、他方の国においても同等の価値を認められるようにするための方法及び条件を研究するものとする。

第五条

各国政府は、自国における科学、技術又は産業に関する機関において相手国の国民が修学及び研究を行ない、又は訓練を受けることができるように、これらの者に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。

第六条

両国政府は、両国の文化、科学又は教育に関する機関の間における協力を奨励するものとする。

第七条

各国政府は、自国において、相手国の国民に対し、博物館、図書館その他の資料収集施設の利用について便宜を与えるものとする。

第八条

両国政府は、両国のスポーツ団体の間における協力及び運動競技を奨励するものとする。

第九条

両国政府は、必要となるときはいつでも、通常の外交経路を通じ、この協定を実施するための計画を

の他の事項について協議するものとする。

第十条

1 この協定は、批准されなければならない。この協定は、ベルグラードで行なわれるべき批准書の交換の日に効力を生ずる。

2

この協定は、三年間効力を有し、その後は、いずれか一方の政府がこの期間の満了の際又はその後いつでも他方の政府に対し文書による一年前の予告を与えることにより終了させられるまで効力を存続する。

以上の証拠として、両国政府代表は、この協定に署名した。

千九百六十八年三月十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
三木武夫

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国政府のために
クリスト・ブライイチ

〔山本利壽君登壇、拍手〕

○山本利壽君 たいだいま議題となりました条約二案件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、オーストラリアとの漁業協定は、昨年一月、オーストラリアが沿岸から十二海里までの漁業水域を設定したことに対し、わが国としては、沿岸国による一方的な漁業水域の設定は国際法上認められないとの立場から異議を唱え、この水域におけるわが国の操業を確保するために交渉を行なった結果、署名されたものであります。

協定の内容は、わが国の船舶が過去五年間の年間操業水準の平均を越えない範囲で、オーストラリアの領海の外側、距岸十二海里までの水域のうち、オーストラリア本土周辺の特定水域においては、一九七五年まで、また、パプア、ニュー・ギニア地域沖合いの特定水域においては一九七一年までは合意されるその後の日まで、マグロ漁業に従

事することを定め、また、わが国のマグロ漁船が、少なくとも一九七五年までシドニー外三つの港に寄港できることを規定しております。

次に、ユーゴスラヴィアとの文化協定は、戦後わが国が締結したアラブ連合、パキスタン等との文化協定の内容と類似したものでありまして、わが国とユーゴスラヴィアとの間の文化交流を促進するため、各種の便宜供与、文化活動の奨励、教授、学生の交換等について規定してあるものであります。

委員会におきましては、わが国とオーストラリアとの間の諸問題、わが国と諸外国との文化交流の問題等につき熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は、会議録によって御承知願います。四月八日、質疑を終え、討論採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

○副議長(安井謙君) 日程第三、地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長内藤三郎君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

地方税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十四年四月三日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

(不字及び一は衆議院修正)

地方税法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「共同施設税」の下に「宅地開発税」を加える。

第五条第五項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 宅地開発税

第十五条の九第一項中「本条」を「本項」に改め、同条第二項中「事業の廃止等」を「第十五条の規定に改め、「期間」の下に「(当該地方税を当該期間内に納付し又は納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 地方団体の長は、滞納に係る地方団体の徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合又は納付し若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る地方税を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がなされている期間(延滞金が百円につき一日四銭の割合により計算される期間に限るものとし、前二項の規定により延滞金の免除がなされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

第十七条の四第一項中「その過誤納金」が納付され、又は納入された日を「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。
一 更正、決定若しくは賦課決定(普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分をい、特別徴収の方法によ

昭和四十四年四月九日 参議院会議録第十六号

地方税法等の一部を改正する法律案

つて徴収する個人の道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下本章において同じ。又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金(以下本章において「加算金」という。)の決定により納付し又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金(当該地方団体の徴収金に係る地方税に係る延滞金を含む。)に係る過納金(次号及び第三号に掲げるものを除く。)、当該過納金に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた日

二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)により納付し又は納入すべき額が減少した地方税(当該地方税に係る延滞金を含む。次号において同じ。)に係る過納金、その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三 所得税の更正(申告書又は修正申告書の提出によつて納付すべき額が確定した所得税額につき行なわれた更正に限る。第五項において同じ。)に基因してされた賦課決定により納付し又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金、当該賦課決定の基因となつた所得税の更正の通知がなされた日の翌日から起算して一月を経過する日

四 前三号に掲げる過納金以外の地方団体の徴収金に係る過納金、その過誤納となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日
第十七条の四第三項中「場合」は「の下に」その過誤納金については「加算金」の過誤納がそれぞれ納付又は納入の日を生じたを「からなる」に改め、同条第四項中「過納金に相当する地方団体の徴収金」を「過納金に相当する地方団体の徴収金」とし、「に納」を「第一項第四号に掲げる過誤納金」とし、「に納

付又は納入があつたものとみなして、第一項」を「同号に掲げる日とそれとみなして、同項」に改め、同条第五項中「更正又は賦課決定(普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分をい、特別徴収の方法によつて徴収する個人の道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下本章において同じ)を「更正(更正の請求に基づく更正を除く。又は賦課決定(所得税の更正に基因してされた賦課決定を除く。))」(地方団体の徴収金は「地方団体の徴収金について、は、」があつた日に納付又は納入があつたものとみなして、第一項」を「の日の翌日から起算して一月を経過する日(普通徴収の方法によつて徴収する地方税について、当該賦課決定前にこれらの理由に基づき納付すべき税額が過納となる旨の申出があつた場合には、当該一月を経過する日と当該申出のあつた日の翌日から起算して三月を経過する日とのいずれか早い日)を第一項各号に掲げる日とみなして、同項」に改める。

第十七条の五第一項中「過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金(以下本節において「加算金」という。))」を「加算金」に改め、同条第三項中「法人の行なう事業」を「道府県民税及び市町村民税の法人税割に係る更正若しくは決定(第五十八条又は第三十二一条の十四の規定による修正に基づくものに限る。)、法人の行なう事業」に改め、「(収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に對して課するものに限る。))」を削り、「加算金の決定」の下に「(収入金額を課税標準として課する事業税及び法人税が課されない法人に對して課する事業税以外の事業税にあつては、第七十二条の四十九の規定による分割基準の修正に基づくものに限る。))」を加える。
第十九条の三を次のように改める。
第十九条の三 削除

第十九条の四に見出しとして「(不服申立期間の特例)」を附する。

第十九条の七第一項中「あるとき」の下に「又は不服申立てをした者から別段の申出があるとき」を加える。

第二十条の四の二第二項及び第五項中「過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金」を「又は加算金」に改める。

第二十条の九の三を第二十条の九の五とし、第二十条の九の二第五項中「過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金」を「加算金」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(更正の請求)

第二十条の九の三 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書(以下本条において「申告書」という。))を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に關する法令の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る地方税の法定納期限から一年以内に限り、自治省令の定めるところにより、地方団体の長に對し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等に關し更正があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書の提出により納付し又は納入すべき税額(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額等)が過大であるとき。
二 当該申告書に記載した欠損金額等(当該金額等に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額等)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に關し更正があつた場合には、当該更正に係る通知書)に欠損金額等の記載がなかつたとき。
三 当該申告書に記載したこの法律の規定に

昭和四十四年四月九日 参議院會議録第十六号 地方税法等の一部を改正する法律案

よる還付金の額に相当する税額(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に關し更正があつた場合には、当該更正に係る通知書)に当該還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

2 申告書を提出した者又は申告書に記載すべき課税標準等若しくは税額等につき決定を受けた者は、次の各号の一に該当する場合(申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日以前に規定する期間の満了する日以後に到来する場合に限る)には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求(以下「更正の請求」という。)をすることができ。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に關する訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む)により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して二月以内

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に歸属するものとされてゐた所得その他課税物件が他の者に歸属するものとする当該他の者に係る地方税の更正、決定又は賦課決定があつたとき。当該更正、決定又は賦課決定があつた日の翌日から起算して二月以内

三 その他当該地方税の法定納期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

3 地方団体の長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等につき調査して、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知しなればならない。

4 更正の請求があつた場合においても、地方団体の長は、その請求に係る地方税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予しない。ただし、地方団体の長において相当の理由があるとき、当該地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができ。

5 第一項に規定する課税標準等とは、課税標準(この法律又はこれに基づく条例に課税標準又は課税標準となる数値の定めがある地方税については、課税標準額又は課税標準となる数値)及びこれから控除する金額並びに欠損金額等(この法律又はこれに基づく政令の規定により翌事業年度以後の事業年度の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割の課税標準となる法人税額又は法人の行なう事業に對して課する事業税の課税標準となる所得の計算上順次繰り越して控除することができたる法人税額又は欠損金額をいう)をいい、同項に規定する税額等とは、納付し又は納入すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額をいう。

(二) 納付又は納入があつた場合の延滞金の額の計算

第二十条の九の四 この法律の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる地方税の一部が納付され又は納入されてゐるときは、その納付又は納入の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる税額は、その納付され又は納入された税額を控除した金額とする。

第二十四条の五第一項第三号中「二十八万円」を「三十万円」に改める。

第三十二条第三項中「第二条第一項第三十九号」を「第二条第一項第四十号」に、「給与の支給

を受ける場合においては、同法第五十七条第一項」を「同法第五十七條第二項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第一項」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたことその他の政令で定める理由により同条第二項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第四十五条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の規定による道府県民税に關する申告書(当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるものを含む)を提出しているとき(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出しているときを含む)及び同項ただし書の規定により道府県民税に關する申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

第三十二条第四項第一号中「十一万円」を「十五万円」に改め、同条第六項中「申告書を」を「道府県民税に關する申告書を」に改め、同条第八項中「当該純損失の金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき青色申告書を提出することについて国の税務官署の承認を受けている場合において」を削り、同条第九項中「規定による申告書を」を「規定による道府県民税に關する申告書」に改める。

第三十四条第一項第五号中「又は共済金」を「共済金、退職年金又は退職一時金」に改め、同号に次のように加える。

ニ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に關して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約

ホ 法人税法第八十四条第三項に規定する

道格退職年金契約

第三十四条第一項第六号中「六万円」を「七万円」に、「八万円」を「九万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「六万円」を「七万円」に改め、同項第十号中「九万円」を「十万円」に改め、同項第十一号中「五万円」を「六万円」に改め、同条第二項中「十一万円」を「十二万円」に改め、同条第七項中「第二条第一項第三十一号」を「第二条第一項第三十二号」に、「同条第一項第三十一号」を「同条第一項第三十二号」に改め、同条第十項を削り、第十一項を第十項とする。

第四十二条第三項中「翌月十日」の下に「(五月中に納付又は納入があつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該納付又は納入があつた日の区分に應じ政令で定める日)を加える。

第四十五条中「第三百二十一条の二第三項」を「第三百二十一条の二第四項」に改める。

第四十五条の二第二項第二号中「青色専従者給与額」の下に「(所得税法第五十七條第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の必要経費に算入される金額をいう)」を加え、同条第二項中「二月末日」を「三月三十一日」に改める。

第四十五条の三第一項中「第二条第一項第三十六号」を「第二条第一項第三十七号」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(更正の請求の特例)

第五十三条の二 前条第一項から第三項までの申告書を提出した法人は、当該申告書に係る法人税割額の計算の基礎となつた法人税の額について国の税務官署の更正を受けたことに伴い当該申告書に係る法人税割額の課税標準となる法人税額又は法人税割額の課税標準とした日から二月以内に限り、自治省令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該法

第四十二条第三項中「翌月十日」の下に「(五月中に納付又は納入があつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該納付又は納入があつた日の区分に應じ政令で定める日)を加える。

第四十五条中「第三百二十一条の二第三項」を「第三百二十一条の二第四項」に改める。

第四十五条の三第一項中「第二条第一項第三十六号」を「第二条第一項第三十七号」に改める。

人税額又は法人税割額につき、第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができ。

第五十四条第一項中「前条第一項」を「第五十三條第一項」に改める。

第七十二条の十四第一項中「第五十五条(第二項を除く。)」を削る。

第七十二条の十七第八項中「第三項」を「第六項」に、「第四項」を「第七項」に、「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条に次の一項を加える。

12 前各項に定めるもののほか、個人の事業の所得の算定について必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の十七第七項中「これらの年分」を「当該損失の生じた年分に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項から第六項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「これらの年分」を「当該損失の生じた年分」に、「所得税法第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書(以下本節において「個人の青色申告書」という。))」を「個人の青色申告書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条中同項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 事業を行なう個人(所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書(以下本節において「個人の青色申告書」という。))を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者に限る。と生計を一にする親族(当該年度の初日の属する年の前年の十二月三十一日

(年の中途において当該親族の死亡又は当該事業の廃止があつた場合には、当該死亡又は廃止の時)において年齢が十五歳未満である者を除く。でもつばら当該個人の行なう事業に従事するもの(以下本項において「青色事業専従者」という。))が当該事業から同法第三十七條第二項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において

給与の支払を受けた場合には、同条第一項の規定による計算の例によつて当該個人の事業の所得を算定するものとする。前年分の所得税につき納税義務を負わなと認められたことその他の政令で定める理由により同条第二項の書類を提出しなかつた事業税の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第七十二条の五十五の規定による申告(当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時まで)にされたものを含む。を)しているとき(同条の規定により申告すべき事項のうち本項に關する事項についての申告がないことについてやむを得ない事情があると道府県知事が認めるときを含む。も、同様とする。

3 事業を行なう個人(前項の規定に該当する者を除く。))と生計を一にする親族(当該年度の初日の属する年の前年の十二月三十一日(年の中途において当該親族の死亡又は当該事業の廃止があつた場合には、当該死亡又は廃止の時)において年齢が十五歳未満である

者を除く。))でもつばら当該個人の行なう事業に従事するもの(以下本項において「事業専従者」という。))がある場合には、各事業専従者について、次に掲げる金額のうちいれか低い金額を当該個人の事業の所得の計算上必要な経費とみなす。

一 十五万円

二 当該個人の事業の所得の金額(本項の規定を適用しないで計算した金額とする。))を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

4 前項の規定は、第七十二条の五十五の規定による申告(当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時まで)にされたものを含む。を)している場合(同条の規定により申告すべき事項のうち同項に關する事項についての申告がないことについてやむを得ない事情があると道府県知事が認める場合を含む。))に限り、適用する。

第七十二条の十八の見出しを「(事業主控除)」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「行ない、又は事業に従事した」を「行なつた」に改め、「又は限度額」及び「十七万円又は十一万円」を削り、同条中同項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第七十二条の二十二第三項中「第七十二条の十八第四項」を「第七十二条の十八第三項」に改め、同条第七項中「第七十二条の十八第二項の

規定を含む。))」を「第三項まで」に改める。

第七十二条の三十三の二の見出しを「(更正の請求の特例)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正をすべき旨を請求」を「第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求を」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「税務官署」を「国の税務官署」に、「第七十二条の三十九の規定による更正をすべき旨を請求」を「第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求を」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

第七十二条の四十第三項及び第七十二条の五十第五項を削る。

第七十二条の五十五第一項中「第七十二条の十八第二項」を「第七十二条の十七第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「第七十二条の十七第三項、第四項又は第七項」を「第七十二条の十七第六項、第七項又は第十項」に改める。

第七十二条の五十五の二第一項中「第二条第一項第三十六号」を「第二条第一項第三十七号」に改める。

第七十三条の二第二項中「年金福祉事業団その他の政令で定めるものから資金の貸付けを受けて政令で定める者に譲渡する住宅を新築する者」を「住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるもの」に改め、同条第九項中「不動産取得税額及びこれに係る地方団体の徴収金の納付があ

昭和四十四年四月九日 参議院會議録第十六号 地方税法等の一部を改正する法律案

つたものとみなして、第十七条の四第一項」を「を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項」に改める。

第七十三条の十四に次の一項を加える。

12 都市計画において定められた路外駐車場

(駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第二条第二号の路外駐車場をいう。)で地下に設けられるものの用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

第百十四条の四第一項中「六百円」を「八百円」に改め、同条第二項中「三百円」を「四百円」に改める。

第百十四条の五第一項中「千二百円」を「千六百円」に改める。

第百十五条を次のように改める。

(料理飲食等消費税の標準税率)

第百十五条 料理飲食等消費税の標準税率は、百分の十とする。

第百十六条第一項第二号中「認められる者」の下に「これらの者のために、遊興、飲食若しくは宿泊又はその他の利用行為に係る料金及び料理飲食等消費税の額を支出する者を含む。」を

加える。

第百二十九条第三項中「千二百円」を「千六百円」に、「六百円」を「八百円」に改める。

第百九十五条第一項第三号中「二十八万円」を「三十万円」に改める。

第三百十三条第三項中「第二条第一項第三十九号」を「第二条第一項第四十号」に、「給与の支給を受ける場合においては、同法第五十七条第一項」を「同法第五十七条第二項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第一項」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたことその他政令で定める理由により同条第二項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第三百十七条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した同項の規定による申告書(当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるものを含む。)を提出しているとき(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで

に提出しているときを含む。)及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

第三百十三条第四項第一号中「十一万円」を

「十五万円」に改め、同条第八項中「当該純損失の金額が生じた年分以後の各年分の所得税につき青色申告書を提出することについて国の税務官署の承認を受けている場合において」を削る。

第三百十四条の二第一項第五号中「又は共済金」を「共済金、退職年金又は退職一時金」に改め、同号に次のように加える。

ニ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約

ホ 法人税法第八十四条第三項に規定する適格退職年金契約

第三百十四条の二第一項第六号中「六万円」を「七万円」に、「八万円」を「九万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「六万円」を「七万円」に改め、同項第十号中「九万円」を「十万円」に改め、同項第十一号中「五万円」を「六万円」に改め、同条第二項中「十一万円」を「十二万円」に改め、同条第七項中「第二条第一項第三十

一号」を「第二条第一項第三十二号」に、「同条第一項第三十一号」を「同条第一項第三十二号」に改め、同条中第十項を削り、第十一項を第十項とする。

第三百十七条の二第一項第二号中「青色専従者給与額」の下に「(所得税法第五十七条第一項の規定による計算の例によつて算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。)」を加え、同条第二項中「二月末日」を「一月三十一日」に改める。

第三百十七条の三第一項中「第二条第一項第三十六号」を「第二条第一項第三十七号」に改める。

第三百十七条の六第一項中「二月末日」を「同月三十一日」に改める。

第三百二十一条の二第一項中「政府」を「国の税務官署」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「納期限とする」の下に「次項において同項」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを

予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第三百二十条の各納期限から一年を経過する日後に第一項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該一年を経過する日の翌日から第一項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

第三百二十一条の四第三項中「三月」を「五月」に改め、同条第六項中「二月末日」を「四月三十日」に、「四月二日から五月三十一日まで」の間である場合に於ては七月十日、翌年の二月中である場合に於ては同月末日を「翌年の四月中である場合には、同月三十日」に、「二月中」を「四月中」に改める。

第三百二十一条の五第一項中「十分の一」を「十二分の一」に、「三月」を「五月」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該通知に係る特別徴収税額が均

等割のみである場合には、当該通知に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

第三百二十一条の五第三項中「（同項の事由が発生した日が四月二日から五月三十一日までの間である場合においては、七月十日）を削る。

第三百二十一条の五の二第一項中「十月まで及び十一月から翌年三月まで」を「十一月まで及び十二月から翌年五月まで」に改める。

第三百二十一条の八第八項中「第五十三条第九項」を「第五十三条第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（更正の請求の特例）

第三百二十一条の八の二 前条第一項から第三項までの申告書を提出した法人は、当該申告書に係る法人税割額の計算の基礎となつた法人税の額について国の税務官署の更正を受けたことに伴ひ当該申告書に係る法人税割額の課税標準となる法人税額又は法人税割額が過大となる場合には、国の税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、自治省令の定めるところにより、市町村長に対し、当該法人税額又は法人税割額につき、第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をする

ことができる。

第三百二十一条の九第一項中「前条第一項」を「第三百二十一条の八第一項」に改める。

第三百二十八条の五第三項中「給与」とあるのは「退職手当等」を「支払つた給与」とあるのは「支払つた退職手当等」に改め、「六月から十月まで」とあるのは「四月から十月まで」とを削る。

第三百四十八条第二項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 労働災害防止協会で鉱業に係る労働災害の防止を目的として組織されたものが労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第二十七号中「（昭和三十一年法律第三号）」の下に「第十九条第一項第一号の規定による鉄道施設の建設の用に供するため取得した土地で自治省令で定めるもの及び同法」を加える。

第三百四十九条の三第一項中「その用に供するもの」の下に「第二十三項の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、同条第三項中「政令で定めるもの」の下に「第二十三項の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、同条に次の

二項を加える。

22 都市計画において定められた路外駐車場（駐車場法第二条第二号の路外駐車場をいう。）で地下に設けられるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

23 砂利の採取に伴ひ災害の防止、ばい煙の処理又は騒音の防止の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（当該償却資産のうち第一項又は第三項に規定する償却資産に該当するものに係る当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税の課税標準にあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額）とする。

第四百四十五条の二第四項中「に当該還付すべき税額及びこれに係る地方団体の徴収金の納

付があつたものとみなして、第十七条の四第一項を、第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項に改める。

第四百八十九条第一項中第二十二号の五を第二十二号の六とし、第二十二号の四の次に次の一号を加える。

二十二の五 さく酸(揮発油を原料とするものに限り。)

第四百八十九条第二項中「次の各号に掲げる製品」を「無水フタル酸」に改め、「次の各号に掲げる製品」に及び各号を削る。

第四百九十条の二第一項中「四百円」を「五百円」に、「八百円」を「千円」に改める。

第六百九十九条の九中「十万円」を「十五万円」に改める。

第六百九十九条の十四第八項中「自動車取得税に係る地方団体の徴収金の納付があつたものとみなして、第十七条の四第一項」を「第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項」に改める。

第七百条の二十一第一項中「場合において、当該特別徴収義務者が政令で定めるところにより第十六条第一項各号に掲げる担保を提供したときは」を「場合には」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、道府県知事は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより、徴しななければならない。

第七百条の二十一第二項中「及び第十五条の二」を「第十五条の二及び第十五条の四」に改める。

第七百条の二十二第七項中「に軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金の納入があつたものとみなして、第十七条の四第一項」を「第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項」に改める。

第四章第六節の節名中「共同施設税」の下に「宅地開発税」を加える。

第七百三条の四中「第五十七条第一項、第二項又は第三項」を「第五十七条第一項、第三項又は第四項」に改め、同条を第七百三条の五とし、第七百三条の三を第七百三条の四とし、第七百三条の二の次に次の一条を加える。

(宅地開発税)
第七百三条の三 市町村は、宅地開発(宅地以外の土地の区画形質を変更することにより当該土地を宅地とすること又は宅地以外の土地

を宅地に転用することをいう。以下本条において同じ。)に伴い必要となる道路、水路その他の公共施設で政令で定めるもの(以下本条において「公共施設」という。)の整備に要する費用に充てるため、都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域のうち公共施設の整備が必要とされる地域として当該市町村の条例で定める区域内で権原に基づき宅地開発を行なう者に対し、当該宅地開発に係る宅地の面積(公共の用に供される部分の面積を除く)を課税標準として、宅地開発税を課することができる。

2 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める。

3 宅地開発税の納税義務者が当該宅地開発に伴い必要となる公共施設又はその用に供する土地で政令で定めるものを当該市町村の条例の定めるところにより当該市町村に無償で譲渡する場合その他政令で定める場合には、市町村長は、宅地開発税を免除するものとし、又は、すでに宅地開発税額が納付されているときは、これに相当する額を還付するものとする。

4 宅地開発税の納税義務者が前項に規定する公共施設又はその用に供する土地を当該市町村に無償で譲渡する旨を申し出た場合には、市町村長は、当該市町村の条例の定めるところにより、一年以内の期間を限り、第十五条第一項の規定の例による徴収の猶予をすることができる。

第七百四条に次の一項を加える。

2 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、宅地開発税を課することができない。

第七百五条中「(以下「水利地益税等」という。を削り、「納期」の下に「並びに宅地開発税の納期」を加える。

第七百六条中「水利地益税等」を「水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税(以下「水利地益税等」という。))」に改める。

第七百六条の二第一項中「第七百三条の三五項」を「第七百三条の四五項」に改める。

第七百三十四条第三項の表中「第三百二十一条の八第九項」を「第三百二十一条の八第八項」に、「第五十三條第九項」を「第五十三條第八項」に改める。

第七百三十六条第一項中「四 国民健康保険

四三三

昭和四十四年四月九日 参議院會議録第十六号 地方税法等の一部を改正する法律案

和四十六年度」に改め、附則第六十五項及び第六十六項中「昭和四十四年」を「昭和五十年」に改め、附則第六十七項中「起算して五年間」を「昭和四十七年五月三十一日までの間」に改め、附則第七十六項中「(昭和四十年法律第二百二十四号)」を削り、附則第八十一項及び第八十二項中「附則第七十九項」を「第一項」に改め、附則第八十七項中「附則第八十六項」を「附則第七條第一項」に改め、附則第九十項中「附則第八十九項」を「附則第七條第四項」に改め、附則第九十一項中「附則第八十七項」を「第二項」に改め、附則第九十三項中「昭和四十四年」を「昭和四十六年」に改め、附則第九十七項中「当分の間」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十七年五月三十一日までの間に限り」に、「百分の五」を「百分の四」に改め、附則第一百二項中「附則第一百項」を「附則第十五條第十項」に改め、次の表の上欄に掲げる附則の項をそれぞれ同表の中欄に掲げる附則の条(項)をそれぞれ掲げているものにあつては、それぞれ当該条(項)とし、同欄に掲げる各条の前にそれぞれ同表の下欄に掲げる見出しを附する。

第一項	第一條	(施行期日)
第二項	第二條	(關係法律の廃止)
第三項	第三條第一項	(旧地方税法の規定に基づいて課し又は課すべきであつた地方税の取扱ひ)
第四項	第二項	(個人の道府県民税及び市町村民税の課税標準の特例)
第六十九項	第四條第一項	(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)
第七十項	第二項	(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の免除)
第五項	第五條第一項	(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第七十一項	第六條第一項	(道府県民税及び市町村民税の所得割の特例)
第七十二項	第二項	(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第八十六項	第七條第一項	(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第八十七項	第二項	(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第八十八項	第三項	(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第八十九項	第四項	(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第九十項	第五項	(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第九十一項	第六項	(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第九十二項	第七項	(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第六項	第八條	(法人の道府県民税及び市町村民税の繰越控除の特例)
第十二項	第九條第一項	(法人の事業税の課税標準等の特例)
第九十四項	第二項	(法人の事業税の課税標準等の特例)
第九十四項	第三項	(法人の事業税の課税標準等の特例)

第七項	第十條第一項	(不動産取得税の非課税)
第七十六項	第二項	(不動産取得税の課税標準の特例)
第八項	第十一條第一項	(不動産取得税の課税標準の特例)
第九項	第二項	(不動産取得税の課税標準の特例)
第七十七項	第三項	(不動産取得税の課税標準の特例)
第七十八項	第四項	(不動産取得税の課税標準の特例)
第九十三項	第五項	(不動産取得税の課税標準の特例)
第七十九項	第十二條第一項	(不動産取得税の納期限の延長)
第八十項	第二項	(不動産取得税の納期限の延長)
第八十一項	第三項	(不動産取得税の納期限の延長)
第八十二項	第四項	(不動産取得税の納期限の延長)
第六十八項	第十三條	(鉱区税の課税標準の特例)
第六十四項	第十四條第一項	(固定資産税の非課税)
第八十五項	第二項	(固定資産税の非課税)
第七十五項	第十五條第一項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第九十五項	第二項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第九十六項	第三項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第九十八項	第四項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第九十九項	第五項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第七十三項	第六項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第七十四項	第七項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第八十三項	第八項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第八十四項	第九項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第九十一項	第十項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第九十二項	第十一項	(固定資産税等の課税標準の特例)
第六十五項	第十六條第一項	(固定資産税の減額)
第六十六項	第二項	(固定資産税の減額)
第二十九項	第十七條	(土地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)
第三十項	第十八條第一項	(宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
第三十二項	第二項	(宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
第三十三項	第三項	(宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
第三十四項	第四項	(宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)
第三十五項	第五項	(宅地等に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第三十六項 第三十七項	第六項 第七項	(農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の 固定資産税の特例)
第三十一項 第三十八項 第三十九項	第十九条第一項 第二項 第三項	(課税標準の特例の適用を受ける土地に係る前年度分の 固定資産税の特例)
第四十項	第二十条	(課税標準の特例の適用を受ける土地に係る前年度分の 固定資産税の特例)
第四十一項	第二十一条	(昭和四十二年の土地の価格の特例)
第四十二項 第四十三項 第四十四項 第四十五項	第二十二条第一項 第二項 第三項 第四項	(課税標準の特例の適用を受ける土地に係る前年度分の 固定資産税の特例)
第四十六項	第二十三条	(免税点の適用及び納税通知書の記載に関する特例)
第四十七項	第二十四条	(固定資産の価格等の修正に基づく賦課額の更正の特例)
第四十八項 第五十項 第五十一項 第五十二項 第五十三項 第五十四項 第五十五項 第五十六項	第二十五条第一項 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項	(宅地等に対して課する昭和四十一年度から昭和四十三年 年度までの各年度分の都市計画税の特例)
第四十九項	第二十六条	(農地に対して課する昭和四十一年度以降の各年度分の 都市計画税の特例)
第五十七項	第二十七条	(課税標準の特例の適用を受ける土地に係る前年度分の 都市計画税の特例)
第五十八項 第五十九項 第六十項 第六十一項	第二十八条第一項 第二項 第三項 第四項	(土地課税台帳等の登録事項の特例)
第六十二項	第二十九条	(土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の 算定方法の通知)

昭和四十四年四月九日 参議院會議録第十六号 地方税法等の一部を改正する法律案

第六十三項 第六十七項 第九十七項	第三十条 第三十一条第一項 第二項	(政令への委任) (電気ガス税の税率の特例)
-------------------------	-------------------------	---------------------------

附則に次の四条を加える。

(日本万国博覧会の開催に伴う地方税の特例)

第三十二条 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 博覧会 国際博覧会に関する条約(第三号において「条約」という。)の適用を受けて昭和四十五年に開催される日本万国博覧会をいう。
- 二 博覧会協会 財団法人日本万国博覧会協会をいう。
- 三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び政令で定める国際機関並びに条約第十条に規定する博覧会国際事務局をいう。
- 四 参加国の代表等 博覧会に参加する外国政府の代表、博覧会国際事務局の理事その他博覧会の事務に従事する参加国の職員(これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く)をいう。
- 五 参加者 博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者(参加国を除く)をいう。

2 道府県及び市町村は、参加国の代表等、参加国又は博覧会協会に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかわらず、道府県民税及び市町村民税を課することができない。ただし、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受ける俸給、給料、賃金、歳費、賞与及びこれらの性質を有する給与以外の所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、この限りでない。

3 道府県は、参加国が博覧会に關して行なう事業又は博覧会協会が行なう事業に対しては、第七十二条の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

4 道府県は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、当該家屋(展示館その他政令で定める家屋を除く)が昭和四十六年三月十三日までに撤去されていないときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

5 道府県は、参加国が事務所の用に供する不動産(博覧会の業務の用に供するものに限る。)を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、第七十三条の二の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。

6 道府県は、外客(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第四条第一項各号(第十四号を除く。)に掲げる者のいずれか一に該当する者(第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。))としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。)の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和四十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間に行なわれたときに限り、第十三条の規定にかかわらず、料理飲食等消費税を課することができない。

7 道府県は、参加国又は参加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるものに対しては、第四百四十五条の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

8 道府県は、参加国又は参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得に対しては、第六百九十九条の二の規定にかかわらず、自動車取得税を課することができない。

9 市町村は、昭和四十四年度から昭和四十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、博覧会の会場内において博覧会の用に供する固定資産で政令で定めるもの及び参加国が所有し、かつ、事務所の用に供する固定資産(博覧会の業務の用に供するものに限る。)に対しては、第三百四十二条及び第七百二条の規定にかかわらず、固定資産税及び都市計画税を課することができない。

10 市町村は、参加国又は参加国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに対しては、第四百四十二条の二の規定にかかわらず、軽自動車税を課することができない。

11 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、第四百八十六条の規定にかかわらず、電気ガス税を課することができない。

12 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手續その他これらの規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(宅地開発税を課することができない区域等の特例)

第三十三条 第七百三条の三第一項の規定の適用については、都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に關する都市計画が当該市町村の区域について定められるまでの間、第七百三条の三第一項中「都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域」とあるのは、「旧住宅地造成事業に關する法律(昭和三十九年法律第六十号)第三条第一項の規定により住宅地造成事業規制区域として指定された区域」とする。

2 市町村は、第七百三条の三第二項の規定により宅地開発税の税率を定め、又はこれを変更しようとするときは、当分の間、あらかじめ、当該税率その他自治省令で定める事項を自治大臣に届け出なければならない。

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十四条 道府県は、昭和四十六年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二条第一項及び第二項、第三十五条並びに第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額から同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十三条第四項若しくは第三十七条第五項の規定に該当する場合)には、これらの規定の適用により計算される当該特別控除額を控除した金額(第三項

第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に相当する課税長期譲渡所得金額に対し、百分の二(昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とする。)の税率を適用して道府県民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に關する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、次項第二号の規定により適用される同法第六十九条の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後の金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項第七号、第八号及び第十号並びに第三十四条第七項の規定の適用については、第二十三条第一項第十二号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第三十一條第三項第二号の規定により適用されることによる。

三 第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

四 第三十七條の二及び附則第五條第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十四條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

五 第三十七條の三第一項の規定の適用については、同項中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額、附則第三十四條第四項において準用する同条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五條の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二條第一項及び第二項、第三十五條並びに第三十七條」とあるのは「第三十三條第一項及び第二項、第三百十四條の三並びに第三百十四條の五」と、「第三十四條の規定」とあるのは「第三百十四條の二の規定」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第二項中「第三十二條第八項若しくは第九項」とあるのは「第三百十三條第八項若しくは第九項」と、前項中「第二十三條第一項」とあるのは「第二百九十二條第一項」と、「第三十四條」とあるのは「第三百十四條の二」と、「第三十二條第八項及び第九項」とあるのは「第三百十三條第八項及び第九項」と、「第三十七條の二及び附則第五條第一項」とあるのは「第三百十四條の七及び附則第五條第二項」と、「第三十七條の三第一項」とあるのは「第三百十四條の八第一項」と、「第四十五條の二」とあるのは「第三百十七條の二」と読み替えるものとする。

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)
第三十五條 道府県は、昭和四十六年度から昭和五十一年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に

租税特別措置法第三十二條第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二條第一項及び第二項、第三十五條並びに第三十七條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

一 短期譲渡所得の金額(同法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十五條第一項、第三十六條第一項又は第三十八條第一項若しくは第二項の規定に該当する場合)には、これらの規定の適用により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項において準用する前条第三項第三号の規定により適用される第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。次号において「課税短期譲渡所得金額」という。の百分の四に相当する金額

二 課税短期譲渡所得金額につき本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、

同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三條第三項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる)をいい、次項において準用する前条第三項第二号の規定により適用される同法第六十九條の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される第三十二條第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後の金額とする。

3 前条第三項(第五号を除く。)の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「附則第三十四條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額」とあるのは「附則第三十五條第一項に規定する課税短期譲渡所得金額」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合における第三十七條の三第一項の規定の適用については、同項中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額並びに附則第三十五條第五項において準用する同条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の百分の八十八に相当する金額の合計額」とする。

昭和四十四年四月九日 参議院會議録第十六号 地方税法等の一部を改正する法律案

5 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二

条第一項及び第二項、第三十五條並びに第三十七條」とあるのは「第三十三條第一項及び

第二項、第三百十四條の三並びに第三百十四條の五」と、「第三十四條の規定」とあるのは

「第三百十四條の二の規定」と、「百分の四」とあるのは「百分の八」と、第二項中「第三十二

條第八項若しくは第九項」とあるのは「第三十三條第八項若しくは第九項」と、前項中「第三十七條の三第一項」とあるのは「第三百十四條の八第一項」と読み替へるものとする。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第二条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「金額とする」を「金額とし、当該金額が当該年度の前年度分として譲与された地方道路譲与税の額に政令で定める率を乗じて得た額をこえるときは、当該金額から更にそのこえる金額を控除した金額とする」に改め、同条第六項に次のただし書を加える。

ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第三条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金

に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第三百四十八條第二項第二号の四」を「第三百四十八條第二項第二号の五」に改める。

附則第十五項中「地方税法附則第三十項又は第三十一項」を「地方税法附則第十八條第一項又は附則第十九條第一項」に、「地方税法附則第三十項」を「地方税法附則第十八條第一項に、「同法附則第三十二項から第三十七項まで」を「同法附則第十八條第二項から第七項まで」に、「同法附則第三十項」を「同法附則第十八條第一項」に、「同法附則第三十一項」を「同法附則第十九條第一項」に、「同法附則第三十八項及び第三十九項」を「同法附則第十九條第二項及び第三項」に改める。

附則第十六項を次のように改める。
(日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例)
第二条第二項に規定する固定資産のうち日本国有鉄道が昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に取得(第二条第七項の規定の適用を受ける車両及び鉄道施設の借受けを含む)をした次の表の上欄に掲げる償却資産(次項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る納付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第四項の規定にかかわらず、市町村納付金が納付されることとなつた

年度から同表の中欄に掲げる年度分の市町村納付金については、当該償却資産に係る第四条第四項の額に、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

償 却 資 産				年 度 分	率
一 新たに営業路線を開業するために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(営業路線の軌間若しくは軌道の中心間隔を拡張し、又は営業路線の線路を増設するために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含む。)	二 新たに製造された車両で政令で定めるもの(第五号に掲げるものを除く。)	三 国又は都道府県、市町村その他の政令で定める団体が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内において施行する道路その他の公共施設その他これに準ずる施設に係る事業で政令で定めるものにより必要を生じた線路の地下移設又は高架移設を行なうために敷設した線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(第一号に掲げるものを除く。)	四 河川その他公共の用に供される政令で定める水域に係る事業で政令で定めるものの施行により必要を生じた鉄道に係る橋りよりの新設又は改良により敷設された当該橋りよりに係る線路設備又は電路設備(第一号に掲げるものを除く。)	五年度分	三分の一
				五年度を経過した年度から五年度分	三分の二
五 自動列車停止装置(第二条第七項の規定の適用を受ける車両に設置されたものを含み、第一号、第三号及び前号に掲げるものを除く。)				五年度分	二分の一
				五年度を経過した年度から五年度分	三分の二

附則第十八項を附則第十九項とし、附則第十七項中「前項の構造物」を「前二項の償却資産」に、「第四条第四項」とあるのは、「附則第十六項」を「第四条第四項に定める率を乗じて得た額」とあるのは、「第四条第四項に定める率と附則第十六項又は第十七項に定める率とをそれぞれ連乗して得た額」に改め、同項を附則第十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

17 第二条第二項に規定する固定資産のうち、

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第四条第一項の立体交差化計画に基づき前項の期間内に建設された立体交差化施設のうち線路設備、停車場設備及び電路設備（以下本項において「線路設備等」という。）に係る納付金算定標準額は、第三条第二項及び

第四条第四項の規定にかかわらず、当該線路設備等の第四条第四項の額に、同法第六条第一項の規定により道路管理者が負担した額を当該立体交差化施設の建設に要する費用の額で除して得た額を一から控除し、当該控除して得た額を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第四十二条

第三項の改正規定及び宅地開発税に関する改正規定は同年六月一日から、同法第百十四条の四、昭和四十四年第百十四条の五第一項、第百十五条及び第百二

十九条第三項の改正規定は同年十月一日から施行する。

（延滞金に関する規定の適用）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法

（以下「新法」という。）第十五条の九第三項の規定は、この法律の施行の日昭和四十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後における差押え又は担保の提供がされている期間に係る延滞金の額の計算について適用する。

（還付加算金に関する規定の適用）

第三条 新法第十七条の四の規定は、施行日以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

（更正、決定等の期間制限に関する規定の適用）

第四条 新法第十七条の五第三項の規定は、施行日以後に同項の法定納期限が到来する法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る地方団体の徴収金について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

（不服申立期間に関する規定の適用）

第五条 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十九条の三の規定は、

施行日前にされた旧法第十九条に規定する処分に係る不服申立てについては、なおその効力を有する。

（更正の請求に関する規定の適用）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中更正の請求に関する部分は、施行日以後に新法第二十條の九の三第一項の法定納期限（法人の事業税にあつては、旧法第七十二条の三十の二第一項の規定による期限）が到来する地方税に係る更正の請求について適用し、同日前に当該法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求については、なお従前の例による。

2 新法第五十三条の二及び第三百二十一條の八の二の規定は、施行日以後に国の税務官署がこれらの規定に規定する更正の通知をした場合について適用する。

（道府県民税に関する規定の適用）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第八項の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた純損失の金額について適用し、昭和四十二年以前に生じた純損失の金額については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第八条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十四年四月一日施行日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、

租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第五十五条第三項の規定の適用を受ける事業年度分の各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の十七第六項及び第十項の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた損失の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた損失の金額については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第九条 新法第七十三条の二第二項の規定は、同項に規定する住宅の新築後最初に行なわれる注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にさ

昭和四十四年四月九日 参議院會議録第十六号

地方税法等の一部を改正する法律案

四四〇

れるものについて適用し、同日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第十二項の規定は、施行日以後の家の取得に対する不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一條第五項の規定は、昭和四十四年四月一日以後の土地の取得に対する不動産取得税について適用する。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

第十條 新法第一百四條の四、第一百四條の五第一項、第一百五條及び第二百二十九條第三項の規定は、昭和四十四年四月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十三條第八項の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた純損失の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた純損失の金額については、なお従前の例による。

3 新法第三百二十一条の二第三項の規定は、施

行日以後に納付される個人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

4 新法第三百二十八條の五第三項の規定は、施行日以後に徴収した納入金を納入する場合について適用し、同日前に徴収した納入金については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和四十四年五月三十一日までの間に徴収する納入金の納入に対する同項の規定の適用については、同項中「申告納入」とあるのは、「申告納入」と、「六月から十一月まで」とあるのは、「四月から十一月まで」とする。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十二條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十四年度分の固定資産税から適用し、昭和四十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和四十三年一月二日以後において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和四十四年度分の固定資産税から適用する。

3 新法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和四十三年一月一日以前において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産に対しても、適用するものとする。この場合において、当該家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該家屋及び償

却資産が建設され、又は設置された日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年)の四月一日の属する年度から昭和四十三年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十四年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については、当該家屋及び償却資産の価格の二分の一の額とする。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十三條 新法第四百九十九條の二第一項及び新法附則第三十一條第二項の規定は、昭和四十四年四月一日以後に使用する電気又はガスに対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和四十四年五月三十一日までの間に使用する電気に対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、この間に収納すべき料金に係るもの)に

対する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、この間に収納すべき料金に係るもの)に對する新法附則第三十一條第二項の規定の適用については、同項中「昭和四十四年六月一日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と、「百分の四」とあるのは「百分の五」とする。

(自動車取得税に関する規定の適用)

行日以後の自動車の取得に対する自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対する自動車取得税については、なお従前の例による。

(昭和四十四年分の長期譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)

第十五條 新法附則第三十四條又は第三十五條の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第八條の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法第三十一條又は第三十二條の規定の適用がある場合には、その適用がある年の翌年度分の個人の道府県民税及び市町村民税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十四條第一項又は第三十五條第一項中「昭和四十六年度から」とあるのは「昭和四十五年度から」と、「昭和四十六年度分」とあるのは「昭和四十五年度分、昭和四十六年度分」とする。

(罰則に関する規定の適用)

第十六條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七條 前各条に定めるもののほか、第一条の規定の施行に必要の経過措置は、政令で定

める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(次項において「新交付金法」という。)の規定は、昭和四十四年度分以後の年度分の市町村納付金及び都道府県納付金(以下この条において「市町村納付金等」という。)について適用し、昭和四十三年度分以前の年度分の市町村納付金等については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一条第一項の規定により自治大臣が決定した新交付金法附則第十六項及び第十七項の償却資産に係る同条第一項の価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第三条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第十九条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第六項中「新法附則第二十九項第三号又は第四号」を「地方税法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)による改正後の地方税法附則第十七条第三号又は第四

号」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中「地方税法附則第六十八項」を「地方税法附則第十三条」に改める。

(昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律(昭和四十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法附則第七項又は第九項」を「法附則第十条第一項又は第十一条第二項に、「法附則第七項」を「法附則第十条第一項」に改める。

(都市計画法施行法の一部改正)

第二十二条 都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「附則第七十四項」を「附則第十五条第七項」に改める。

〔内藤三郎君登壇、拍手〕

○内藤三郎君 ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

告申し上げます。

本案は、住民負担の軽減及び合理化をはかるため、個人の住民税の課税最低限度額の引き上げ、住民税及び事業税の青色事業専従者給与にかかるといわれる完全給与制の実施、料理飲食等消費税、電気ガス税及び自動車取得税についての免税点の引き上げ等の措置を講ずるほか、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用に充てるため、市町村が目的税として宅地開発税を課することができるとするとともに、地方道路譲与税の譲与基準の合理化並びに日本国有鉄道が納付する市町村納付金の軽減合理化等をはかりとするものであります。

委員会におきましては、地方税制度の抜本的改革、住民税の課税最低限の引き上げ、料理飲食等消費税の軽減、非課税措置の整理、土地税制と供給対策等につき、熱心なる質疑がありました。その詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、本案に対し、日本社会党を代表して竹田委員より反対、自由民主党を代表して熊谷委員より賛成、公明党を代表して原田委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

採決の結果、本案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、市町村、特に大都市の税源充実、住民税等住民負担の軽減等をはかるべきであるとの附帯決議案が各派共同により提出され、

全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席者は左のとおり。

議員
原田 立君
田淵 哲也君
青島 幸男君
藤原 房雄君
三木 忠雄君
副議長 安井 謙君
山田 勇君
堀出 啓典君
萩原 幽香子君
内田 善利君

上林 繁次郎君	内藤 善三郎君	長屋 茂君	永野 鎮雄君	沢田 一精君	玉置 猛夫君	古池 信三君	松平 勇雄君
矢追 秀彦君	阿部 憲一君	中山 太郎君	高田 浩運君	大松 博文君	鈴木 省吾君	那 祐一君	吉武 恵市君
松下 正寿君	高橋雄之助君	中村喜四郎君	西村 尚治君	今 春聰君	小林 国司君	木村 睦男君	上田 哲君
田村 賢作君	小林 章君	宮崎 正雄君	柳田桃太郎君	久次米健太郎君	佐藤 一郎君	亀井 善彰君	長田 裕二君
沢田 実君	多田 省吾君	佐藤 隆君	黒木 利克君	山内 一郎君	山本茂一郎君	上田 稔君	和田 静夫君
黒柳 明君	宮崎 正義君	楠 正俊君	岡本 悟君	中津井 真君	林田悠紀夫君	佐田 一郎君	菅野 儀作君
中沢伊登子君	片山 武夫君	土屋 義彦君	船田 護君	大森 久司君	津島 文治君	石原慎太郎君	竹田 四郎君
伊藤 五郎君	後藤 義隆君	吉江 勝保君	江藤 智君	岩動 道行君	河口 陽一君	杉原 一雄君	達田 龍彦君
鈴木 一弘君	渋谷 邦彦君	大竹平八郎君	大谷 藤之助君	丸茂 重貞君	鹿島 俊雄君	熊谷太三郎君	久保 勘一君
向井 長年君	高山 恒雄君	青田源太郎君	栗原 祐幸君	井川 伊平君	金丸 富夫君	川上 為治君	小野 明君
白井 勇君	柏原 ヤス君	藤田 正明君	梶原 茂嘉君	谷口 慶吉君	村上 春藏君	森 勝治君	鈴木 力君
小平 芳平君	小山邦太郎君	大谷 養雄君	前田佳都男君	田中 茂穂君	堀本 宜美君	中村 波男君	山本 杉君
植竹 春彦君	山崎 五郎君	増原 恵吉君	徳永 正利君	西田 信一君	平島 敏夫君	米田 正文君	木島 義夫君
山本敬三郎君	若林 正武君	新谷寅三郎君	石原幹市郎君	山下 春江君	山本 利壽君	松本 賢一君	林 虎雄君
渡辺一太郎君	安田 隆明君	河野 謙三君	剣木 亨弘君	八木 一郎君	田口長治郎君	森 八三一君	三木與吉郎君
矢野 登君	増田 盛君	山崎 竜男君	平泉 涉君	平井 太郎君	寺尾 豊君	塚田十一郎君	赤間 文三君

松永 忠三君	大矢 正君
小柳 勇君	高橋 衛君
迫水 久常君	塩見 俊二君
廣瀬 久忠君	秋山 長造君
北村 暢君	成瀬 幡治君
須藤 五郎君	渡辺 武君
小笠原貞子君	春日 正一君
岩間 正男君	前川 且君
戸田 菊雄君	木村美智男君
川村 清一君	大橋 和孝君
田中寿美子君	沢田 政治君
矢山 有作君	瀬谷 英行君
大森 創造君	野上 元君
千葉千代世君	山本伊三郎君
武内 五郎君	森中 守義君
近藤 信一君	鈴木 強君
森 元治郎君	阿具根 登君

水岡 光治君	阿 三郎君
羽生 三七君	亀田 得治君
木村禧八郎君	田中 一君
松澤 兼人君	加藤シツエ君
國務大臣	
外務大臣	愛知 揆一君
自治大臣	野田 武夫君

〔第十三号参照〕

審査報告書

交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法の
の一部を改正する等の法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月三十一日

産業公署及び交通
対策特別委員長 加藤シツエ

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における交通事故の発生状況にかんが
み、緊急に交通安全を確保する必要がある道
路について、国及び地方公共団体が一体となつ
て、新たに昭和四十四年度を初年度とする総合
的な三箇年計画のもとに、交通安全施設等整備
事業を実施することにより交通事故の防止を図
ろうとするものであつて、妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

この法律施行のため必要な経費として、昭和
四十四年度においては、道路整備特別会計予算
に百七十九億八千三百六十万円、一般会計予算
に五億三千四百七十七万円がそれぞれ計上され
ている。

附帯決議

最近における交通事故激増の状況にかんがみ、
政府は、本法の施行に当り特に左の事項に留意
し、交通事故の防止に遺憾なきを期すべきであ
る。

一、学童園児の登下校時における事故防止の徹底
を図るため、本法施行後においても、通園通学
路に係る交通安全施設等の整備については、引
き続き特段の配慮をすること。

二、地方単独交通安全施設等整備事業に要する費
用については、地方公共団体の財政を圧迫しな
いよう、所要の財政措置について十分配慮する
こと。

右決議する。

審査報告書

産炭地域における中小企業者についての中小
企業信用保険に關する特別措置等に関する法
律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月三十一日

石炭対策特別委員長 阿具根 登

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産炭地域の中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置を実施する必要性が存続している実情にかんがみ、本法の廃止期限を昭和四十九年三月三十一日まで延長しようとするものであつて、妥当な措置であると認める。

一、費用

本法の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月三十一日

通信委員長 永岡 光治

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基

づき日本放送協会の昭和四十四年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものである。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上おおむね妥当なものと認め、これを承認すべきものと決定した。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

附帯決議

政府および日本放送協会は、次の各項の実施につとめるべきである。

一、UHFテレビジョン放送およびFM放送の現状にかんがみ、良質廉価な受信機および受信機の普及対策を積極的に推進すること。

一、日本放送協会は、その公共的使命にかんがみ、自ら教育番組および教養番組の放送を刷新充実するとともに、わが国放送事業全般の教育番組および教養番組の質的向上のため、積極的に協力すること。

一、離視聴地域の解消および受信障害防止対策を積極的に推進するとともに、すみやかに有線放

送業務に関し適正な規制措置を講ずること。

一、放送法の精神にのっとり、表現の自由と放送の不偏不党の方針を堅持すること。

一、日本放送協会は、経営の近代化をはかり職員の特遇改善に資すること。

右議決する。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月三十一日

大蔵委員長 丸茂 重貞

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応するため、関税率について所要の調整を行ない、加工等のため輸出された貨物を原材料とした製品又は外国で採掘された水産物等

の減免税制度の創設又は拡充等関税の減免制度について所要の整備を行なうとともに、旅客の通関の一層の迅速化を図るため簡易税率の適用品目の拡大及び制度の簡素化を行ない、関税に係る救済制度の改善に資するため更正の請求及び不服申立ての期限を延長し、最近の港湾の利用状況等にかんがみ、開港指定を政令で行なうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う減収見込額は、昭和四十四年度十六億円である。

附帯決議

一、加工再輸入品の関税軽減措置により、国内関連中小企業及び勤労者に不当な圧迫が生じることとならないよう、政府は今後とも対象品目の選定にあたり十分配慮すべきである。

二、開発途上国に対する特惠関税供与については、これが国内中小企業に及ぼす影響の甚大なるにかんがみ、関係中小企業の体質の改善強化

等について、十分配慮すべきである。

三、関税の引下げにより、国内農業に重大な不利
益を及ぼすことのないよう適切な措置をすべき
である。

右決議する。

昭和四十四年四月九日 参議院會議録第十六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一部四十円
(配達料込)
発行所
東京都港区赤坂奥町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)